

2025年世界陸上競技選手権大会開催に係る
大会運営組織の設立準備会

設立に向けたまとめ

2023年1月26日

はじめに

本設立準備会では、2025年の世界陸上競技選手権大会（以下「世界陸上」とする。）に向けて、適切な準備運営体制を備えた、公正で信頼される大会運営組織の構築にあたり必要な事項を取りまとめることを目的として、スポーツ団体ガバナンスコードを踏まえて、法律・会計の専門家の助言を得ながら議論・検討を重ね、昨年11月24日に「中間の整理」として報告を行いました。

また、昨年12月26日には「東京都における国際スポーツ大会のガバナンス強化に向けた有識者会議」（以下「有識者会議」とする。）における議論を基に、東京2020大会の経験も踏まえ、国際スポーツ大会のガバナンスや情報公開、都の関与の在り方などに関する「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」（以下、「ガイドライン」とする。）が東京都によって策定されました。

この度、本設立準備会における「中間の整理」を土台に、ガイドラインの内容等を反映し、世界陸上の大会運営組織設立に当たっての方向性を定めた「設立に向けたまとめ」を取りまとめ、報告します。

設立準備会としての論点整理について

世界陸上の大会運営組織に関する議論・検討は、「スポーツ団体ガバナンスコード」を踏まえることとした。

本コードは「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、令和元年にスポーツ庁により策定された。スポーツ団体における適正なガバナンスを確保し、単なる不祥事案の未然防止にとどまらず、スポーツの価値が最大限発揮されることを目的とし、組織運営の原則・規範となるものである。中央競技団体などを対象に策定されたものだが、大会運営組織は、都民・国民から信頼されるしっかりとしたガバナンスの確保が求められるため、これを準用することとした。

「設立に向けたまとめ」では本コードに掲げられた諸原則を踏まえ、コンプライアンスに十分配慮した仕組の構築、主体的な情報発信、開催ビジョンの作成の3つの観点から整理を行った。

[ガバナンスコードの規定] ※以下の番号は「スポーツ団体ガバナンスコード」の原則の番号と同様

1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである

2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである

3 組織運営等に必要な規定を整備すべきである

4 コンプライアンス委員会を設置すべきである

5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである

6 法務、会計等の体制を構築すべきである

8 利益相反を適切に管理すべきである

9 通報制度を構築すべきである

7 適切な情報開示を行うべきである

→ **C 開催ビジョンの作成**

→ **A コンプライアンスに十分配慮した仕組みの構築**

→ **B 主体的な情報発信**

※ガバナンスコード原則11「選手、指導者等の間の紛争解決」及び13「地方組織等に対するガバナンス」は、大会運営組織には馴染まない。また、原則10「懲罰制度」及び12「危機管理・不祥事対応体制」は、A コンプライアンスに十分配慮した仕組みの構築の論点に内包

東京都の有識者会議・ガイドラインの概要

有識者会議について

国際スポーツ大会は、都民の健康づくりや都市の活性化などに有効で、今後も都として招致・開催を推進していく。一方、スポーツの根幹はフェアネスにあり、大会の運営組織も、公正で信頼されることが必須。そのために都が大会運営組織へどのように関与するかを議論した。

- 有識者会議では、コーポレートガバナンス・コード、スポーツ団体ガバナンスコード、世界陸上の設立準備会「中間の整理」、東京2020大会・公式報告書等を参考にしながら議論・検討
- 委員から、企業統治の専門的知見等に立った、具体的事例を含めた助言をいただいた。
- 有識者会議における議論、委員からの助言を反映し、都がガイドラインを策定した。

ガイドラインについて

大会運営組織の
始動期



大会運営組織の
本格活動期

大会運営組織の主体的運営

【ガバナンス確立に向けた体制整備】

- (1) 役員等の適切な選任
- (2) コンプライアンスの確保
- (3) 内部統制・外部チェック
- (4) 利益相反の管理
- (5) 情報公開
- (6) その他大会の特性等を踏まえ必要と認められる取組

【大会の成功・レガシー具体化に向けた取組】

- (1) ガバナンスの実効性の確保と適切な見直し
- (2) 国際スポーツ大会を通じ東京の発展に寄与
- (3) 国際スポーツ大会への都民の参画

取組の具体化に向け、
助言・連携・サポート

東京都

ガバナンスコードの水準を上回るガイドラインの内容を「設立に向けたまとめ」に反映

ガバナンスコードを上回るガイドライン内容 ※中間の整理に追加した部分		対応するガバナンスコードの原則
役員等の適切な選任	○役員等の行動規範の策定及び誓約書提出	【原則 2】 役員等の体制整備
コンプライアンスの確保	○コンプライアンス委員会と監事等の中で相互に適切な情報共有が行える体制の構築 ○就任時・採用時を含む役職員への継続的な教育や職場における意識啓発に向けた取組みの実施 ○通報者の保護に配慮し、通報しやすい仕組みを備えた内部・外部の窓口設置	【原則 4】 コンプライアンス委員会の設置 【原則 5】 コンプライアンス教育の実施 【原則 9】 通報制度の構築
内部統制・外部チェック	○収入・支出のプロセス等を事前及び事後に監督する外部専門家を含む契約・調達管理委員会設置 ○都の協力による重層的なチェック体制の構築 ○監査体制の定期的な見直し	【原則 3】 必要な規程の整備 【原則 6】 法務、会計等の体制構築
利益相反の管理	○出向者が契約等に係る場合の規制や、権限・責任を明確化 ○利益相反の該当性をチェックできる仕組み構築	【原則 8】 利益相反の適切な管理
情報公開	○非公開情報は情報公開とは別の形で公正性を担保できる仕組みを構築し、非公開理由を含めて考え方を丁寧に説明	【原則 7】 適切な情報開示

A	コンプライアンスに十分配慮した仕組みの構築	P7
	原則 2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	P8
	原則 3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	P10
	原則 4 コンプライアンス委員会を設置すべきである	
	原則 5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	P 11
	原則 9 通報制度を構築すべきである	
	原則 6 法務、会計等の体制を構築すべきである	P13
	原則 8 利益相反を適切に管理すべきである	P16
B	主体的な情報発信	P17
	原則 7 適切な情報開示を行うべきである	P18
C	開催ビジョンの作成	P19
	原則 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	P20

A

コンプライアンスに
十分配慮した仕組みの構築

ガイドラインも踏まえた設立に向けた取り組み内容

<役員等選考委員会>

- ・大会運営組織設立に向け、設立時の役員及び評議員を公正かつ適切に選任するため、役員等選考委員会を設置する
- ・役員等選考委員会は、外部専門家を含む多様な委員で構成する
- ・役員等選考委員会の委員及び開催プロセスを公表する

<役員等選任方針>

- ・役員等選考委員会において、ガバナンスコードに定めた外部理事の目標割合（25%以上）、女性理事の目標割合（40%以上）を達成することを前提に、より適切な役員（理事・監事）及び評議員の選任を行うための方針（「役員等選任方針」という。）を議論し、策定する。
- ・役員等選任方針を公表する。

<理事会等の規模>

- ・理事会の規模が過大になると、重要な役割・職責に対する各理事等の自覚が希薄化し、活発な議論が行われにくくなり、会議体として機能不全に陥るおそれがあることから、実効性を担保するための適正規模を検討する。

<役員等の誓約書提出>

- ・各役員等が風通しの良い組織風土の形成やリスク管理などの基本的役割、職責、関係法令等を認識するような行動規範の策定及び就任時の誓約書提出等を実施する

原則 3

組織運営等に必要な規程を整備すべきである

ガイドラインも踏まえた設立に向けた取り組み内容

- ・ 法人設立や運営に必要な規程（定款、事務局規程、会計処理規程等）を整備・公表
- ・ 加えて、コンプライアンスや利益相反、契約・調達、内部通報、情報公開、文書保存等、設立準備会、作業部会、有識者会議の議論を踏まえて、公正性や透明性の向上に必要な規程を整備・公表

原則 4 **コンプライアンス委員会を設置すべきである**

原則 5 **コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである**

原則 9 **通報制度を構築すべきである**

ガイドラインも踏まえた設立に向けた取り組み内容

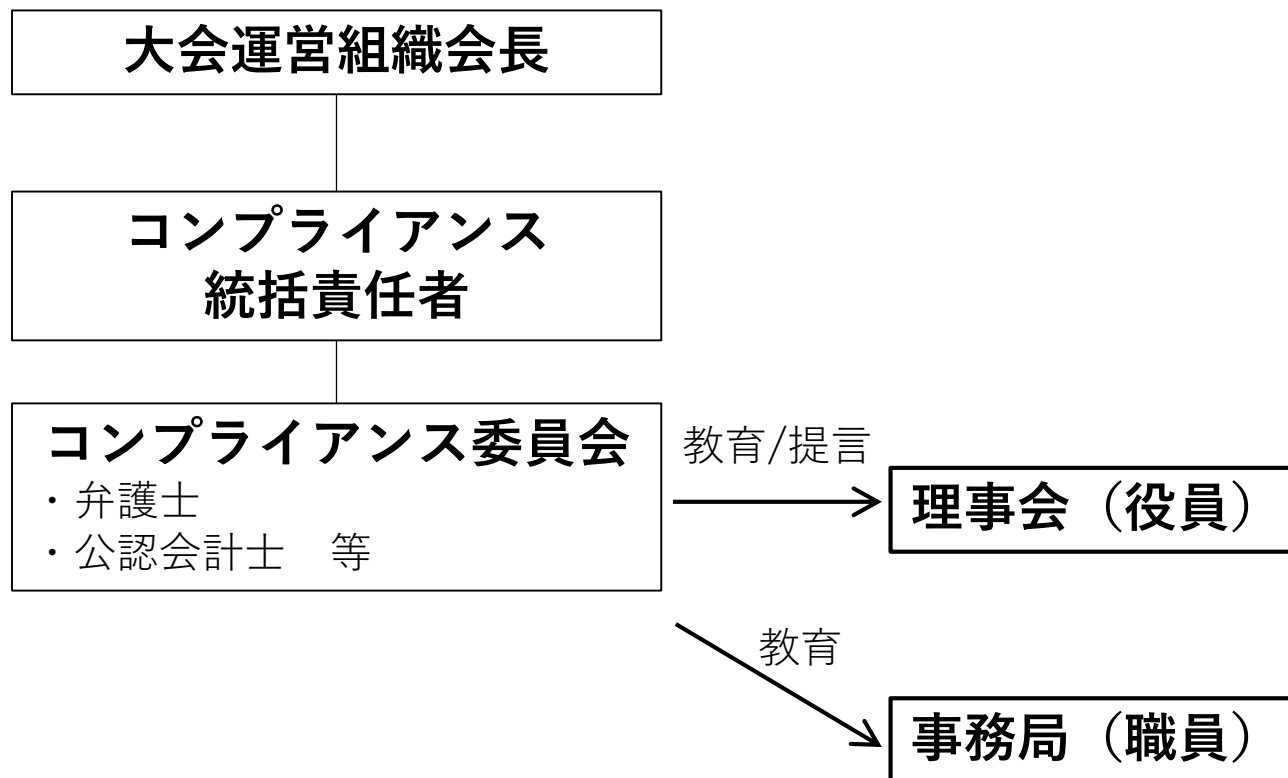
<コンプライアンス委員会>

- ・コンプライアンス委員会を大会運営組織内に設置する
- ・弁護士、公認会計士等を構成員とする
- ・大会運営組織内にコンプライアンスの統括責任者を設置する

<コンプライアンス教育>

- ・職員だけでなく役員も含め、コンプライアンス委員会による就任時・採用時を含む継続的なコンプライアンス教育を実施

(イメージ図)



<通報制度>

- ・ 通報制度については、内部の違反行為又はこれに関連する違反行為を早期に発見し、自浄作用を機能させるという重要な役割がある。通報窓口は通報者の保護に配慮し、通報しやすい仕組みを備えた内部・外部の窓口設置

原則6

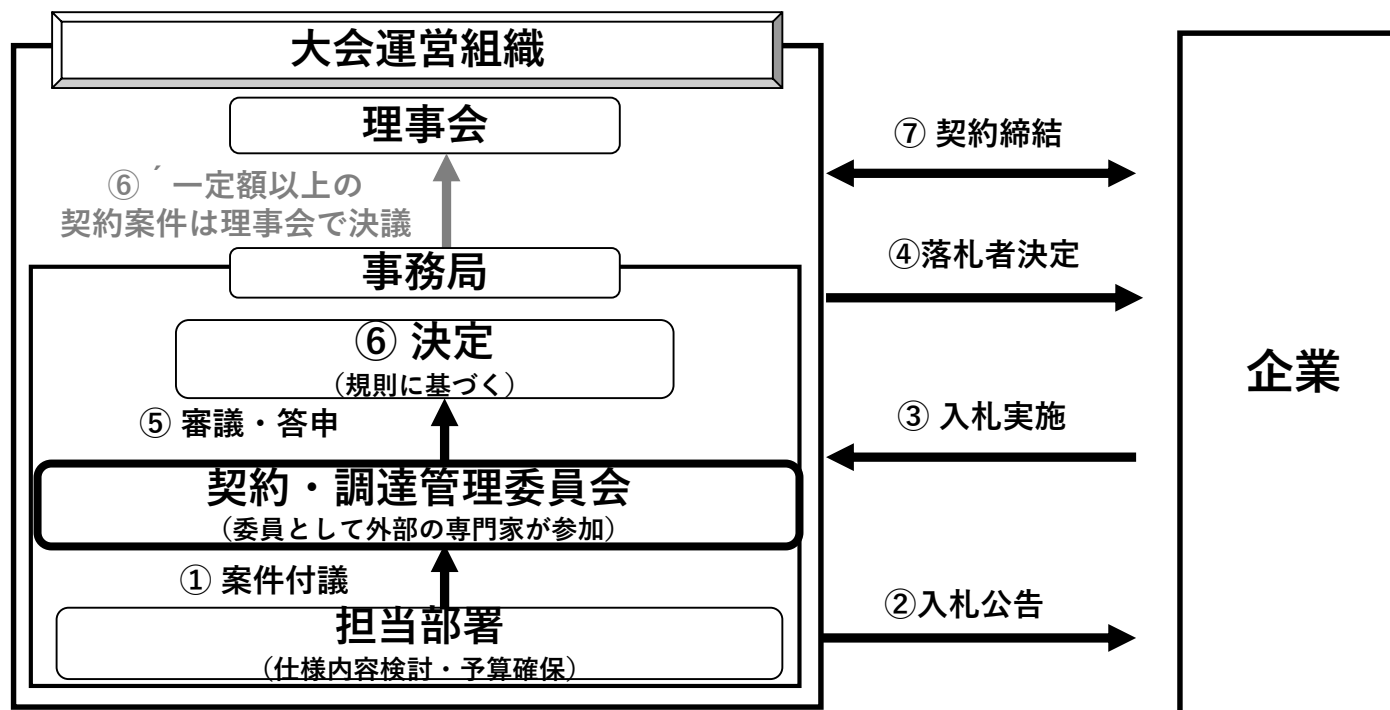
法務、会計等の体制を構築すべきである

ガイドラインも踏まえた設立に向けた取り組み内容

< 契約・調達管理 >

- ・ 契約・調達は、行政の仕組みを参考に、一定金額以上の案件に入札を適用する等、契約・調達制度を構築
- ・ 外部の専門家を含む契約・調達管理委員会を設置し、契約と調達を、収入・支出の両面において、事前・事後に内容・プロセス等を監督する
- ・ 契約・調達管理委員会における事前・事後の監督プロセスを具体化する

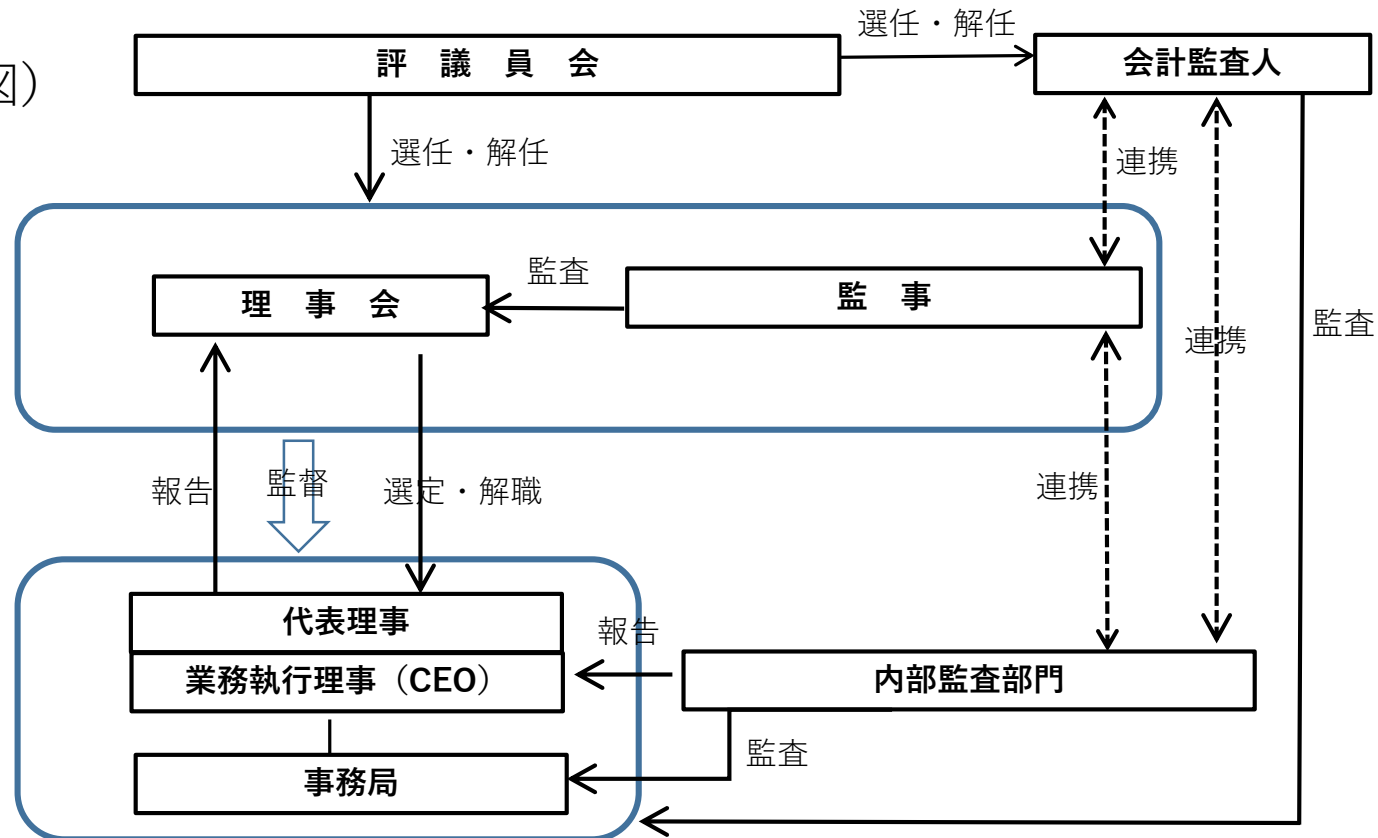
(イメージ図)



<三様監査体制の構築>

- ・ 会計監査人を、適切な会計処理をより強力な体制で担保するため設置する（大会運営組織では、法令上の根拠の有無に関わらず、体制強化の観点から設置する）
- ・ 内部監査/監事監査/会計監査人監査の連携による「三様監査体制」を構築する
- ・ 内部監査部門を中心とした各監査部門の連携体制を構築する
- ・ 効率的なチェックを確保するため、監査体制は実情に応じて定期的に見直しを実施する

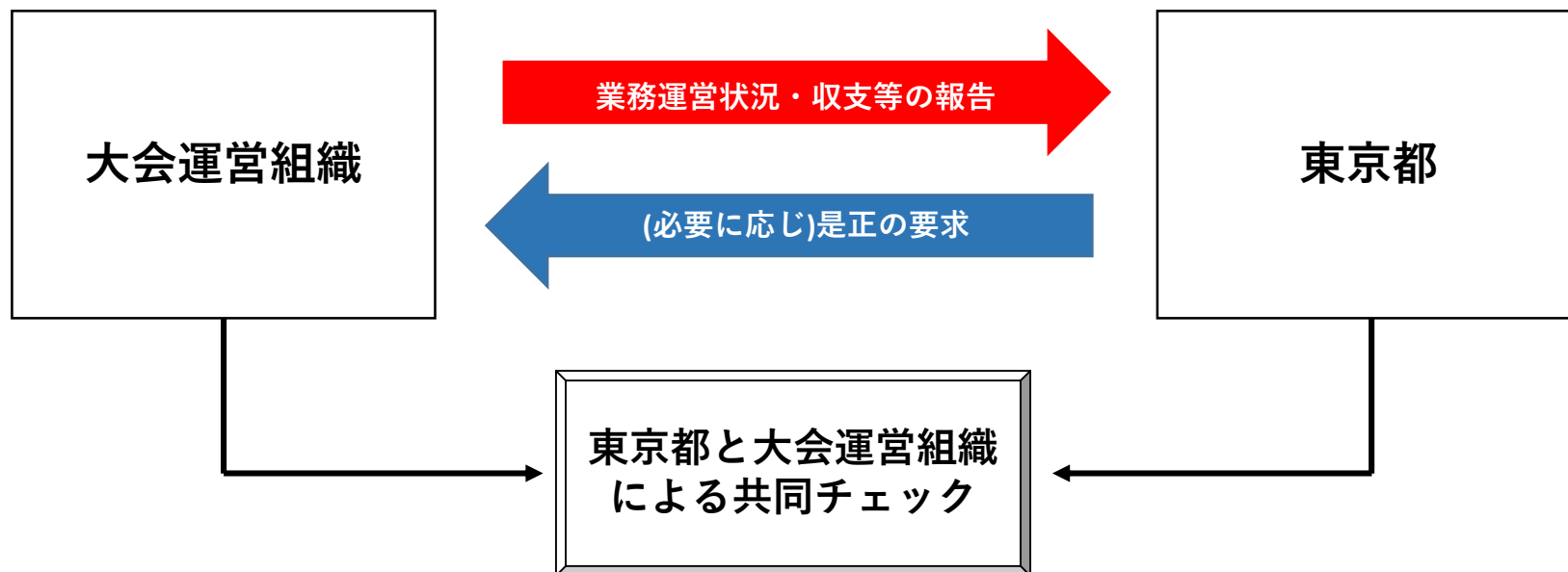
(イメージ図)



<重層的チェック>

- ・ 契約・調達管理委員会の開催や三様監査体制の構築等により組織としての自立的なチェック機能を確保しつつ、適正な準備運営体制の構築に関し、東京2020大会の共同実施事業管理委員会等を参考に、東京都による重層的なチェック体制を整備する

(イメージ図)



原則 8 利益相反を適切に管理すべきである

ガイドラインも踏まえた設立に向けた取り組み内容

- ・大会の特性等を踏まえ、利益相反取引に関する規程を制定する。
- ・特に、大会運営組織への出向について、利益相反取引の適切な該当範囲を定めた上で、各分野における高度な専門性を有する出向者に関し、契約等における情報管理や規制の実施、権限・責任を明確化する
- ・契約・調達管理委員会などを通じて、利益相反の適正性を管理・チェックできる仕組みを構築する
- ・コンプライアンス委員会などを通じ、役職員へ継続的に利益相反に関する教育を行える仕組みを構築する

B

主体的な情報発信

原則7 適切な情報開示を行うべきである

ガイドラインも踏まえた設立に向けた取り組み内容

- ・ 法定事項に加え、役員報酬・会計等の組織運営に関する各種規程、理事会の意思決定プロセス等、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項を積極的に発信
- ・ 意見聴取や大会参加等といった都民・国民が参画できる仕組みを構築
- ・ 公開を基本としつつ、非公開とする必要がある情報については、その理由を含め考え方を丁寧に説明
- ・ 非公開情報についても、情報公開とは別の方法で、その公正性を担保できる仕組みを構築

C 開催ビジョンの作成

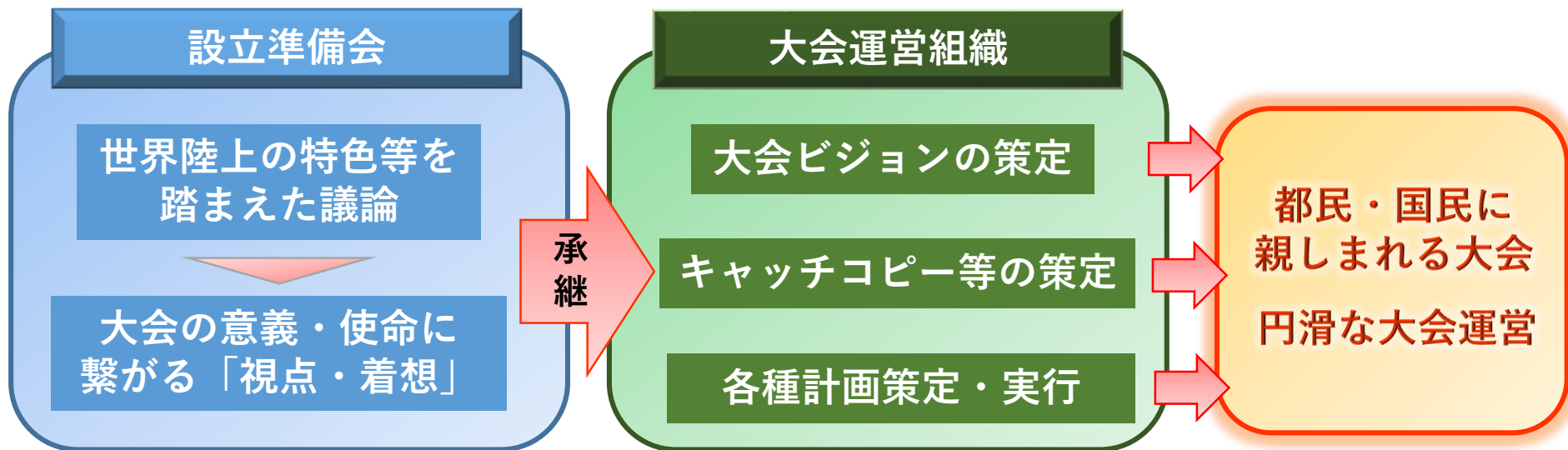
原則 1

組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである

ガイドラインも踏まえた設立に向けた取り組み内容

2025年の世界陸上を都民・国民に親しまれる大会とし、
また円滑な大会運営を推進するためには、
大会運営組織として、大会ビジョン(将来のあるべき姿)を掲げた上で、
ビジョンに基づき一貫した行動指針や各種計画を構築することが重要

大会運営組織設立及び大会ビジョンの策定に先立ち、
設立準備会にて、世界陸上の特色等を踏まえ「大会を通じて実現できること」
などを議論し、そこから得られた大会の意義・使命に繋がる
「視点」や「着想」について取りまとめ、大会運営組織に承継する



原則 1

組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである

<大会運営組織への承継について>

- ・ 2025年世界陸上は、WA、日本陸連、東京都、国の各主体がそれぞれ掲げる計画・取組を推進する絶好の機会
- ・ 加えて、ガイドラインにおいて、ガバナンスの確立とともに、国際スポーツ大会を通じた「東京の発展」や「都民の参画」を基本的な考え方として整理
- ・ 「陸上競技の魅力」及び「世界陸上の特色」を踏まえ、大会の意義・使命につながる「視点」や「着想」などを、大会運営組織の基本計画、ビジョン等策定に承継していく

陸上競技の魅力

- 運動の原体験
(走る・跳ぶ・投げる)
- アクセシビリティ
(いつでも、誰でも)
- 健康的



世界陸上の特色

- 世界最高峰
- 世界中で放映
- 200以上の国・地域、2,000名のアスリート
- 多数のボランティア参加
- 新しい国立競技場で開催
- 最新のテクノロジー
- 男女平等 (競技数同一)



東京2025世界陸上で実現していく視点・着想

- ・ 陸上競技やスポーツの発展に加え、「共生社会の実現」や「持続可能性への配慮」、「経済の活性化」等
- ・ 年齢、障害の有無などに関わらず、誰もがスポーツの力を実感し、大会開催の意義が社会に広まっていくよう、大会への参画を推進
- ・ こうした取組を通じて、未来に向けたレガシーとして残していく

設立に向けて

設立準備会では、「コンプライアンスに十分配慮した仕組みの構築」「主体的な情報発信」「開催ビジョンの作成」の視点からとりまとめを行ってきました。今回の「設立に向けたまとめ」では、本設立準備会の「中間の整理」に加え、ガイドラインを踏まえて、大会運営組織のガバナンス確保に向けた取組を整理しました。

今後、こうしたガバナンスの取組やビジョンの視点を大会運営組織に引継ぎ、速やかに実現していくこととします。また、マーケティング関係等の継続検討事項については、国の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」における検討等も踏まえ、具体化し、大会運営組織の本格稼働につなげていきます。

大会運営組織は、日本陸連が設立することとし、東京都はガイドラインに基づき大会運営組織に対して必要なサポート等を実施し、世界陸上の成功及びその先につながるレガシーの創出に向け、準備を進めていきます。

<設立準備会>
「設立に向けたまとめ」
・ガバナンスコード
・都のガイドライン
を踏まえた取組

大会運営組織設立

ガバナンスの取組の具体化など
本格稼働に向けた準備

国PTにおける指針案等を踏まえ、
マーケティングの在り方等議論

組織
本格稼働